

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 告示	
○ 県立自然公園の公園事業を変更した件	四六
○ 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	四六
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件	四六
○ 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	四七
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四八
○ 保安林の指定を解除する件	四八
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	四九
○ 公告	
○ 土地改良区連合の役員が就任した件	四九
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件	四九
○ 落札者を決定した件二件	四〇
○ 福島県公安委員会	
○ 福島県道路交通規則の一部を改正する規則	四二
○ 福島県収容委員会	
○ 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を更正決定した件二件	四三

## 告 示

### 福島県告示第四百八十四号

福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、次に掲げる県立自然公園の公園事業を次のとおり変更した。

変更後の公園事業の位置又は区間を表示した図面は、福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県会津地方振興局県民環境部県民生活課において縦覧に供する。  
令和二年七月三十一日

県立自然公園名 変更後の公園事業  
只見柳津県立自然公園 柳津園地  
位置又は区間  
河沼郡柳津町大字小椿字瑞光寺地内及び  
大字柳津字諏訪町甲地内  
(自然保護課)

### 福島県告示第四百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和二年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和二年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール須賀川南店 福島県須賀川市緑町二二一ほか
- 二 変更しようとする事項  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 千四百四平方メートル  
(変更後) 千三百七十七平方メートル  
変更しようとする年月日  
令和二年七月十六日
- 三 届出年月日  
令和二年七月十六日
- 四 届出をした者  
株式会社リオン・ドールビズ
- 五 (商業まちづくり課)

### 福島県告示第四百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ白河表郷店 福島県白河市表郷金山字前沢田三番ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ツルハドラッグ白河表郷店  
(変更後) ツルハドラッグ白河表郷店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号  
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
東京都千代田区麹町五丁目一番地一

- 三 変更した年月日

- 1 大規模小売店舗の名称 平成二十九年七月十三日

- 2 大規模小売店舗を設置する者の住所 令和二年六月一日

- 四 届出年月日

- 令和二年七月十六日

- 五 届出をした者

芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六五番地
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 協同組合ながぬまショッピングパーク  
代表理事 青木 道雄  
福島県須賀川市志茂字六角六五番地

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

(変更後)  
協同組合ながぬまショッピングパーク  
代表理事 遠藤 吉光  
福島県須賀川市志茂字六角六五番地  
芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

- 三 変更した年月日

令和元年五月二十八日

- 四 届出年月日

令和二年七月十六日

- 五 届出をした者

協同組合ながぬまショッピングパーク  
芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ヨークタウン島田 福島県郡山市島二丁目四一二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
以下の事項について留意されるようお願いいたします。  
1 駐車需要の充足等交通に係る事項  
新さくら通りに新設する出入口への右折入庫について、看板で規制する計画であることだが、開店後に規制が順守されずに渋滞等の諸問題が発生した場合、道路管理者及び公安委員会と協議の上、対策を講じること。  
2 歩行者の通行の確保等  
計画地の南西部及び南部に位置する交差点や南側駐車場からの歩行者に関する安全対策としてカラー舗装等を行う際には、道路法第二十四条承認工事申請を行うこと。

福島県告示第四百八十九号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和二年七月三十一日  
福島県知事 内堀 雅雄

（商業まちづくり課）

- 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。
- 4 防犯対策への協力  
事業者及び土地所有者は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
- 5 騒音の発生に係る事項  
原動機の定格出力が七・五キロワット以上の冷凍機の設置があるため、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工事開始の三十日前までに騒音指定施設の設置届出書を提出すること。なお、届出（規制）対象外の施設についても、騒音により周辺住民の生活環境に被害を及ぼすことのないよう、施設の設置場所や騒音の低減について配慮すること。
- 6 廃棄物に係る事項等  
分別の徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。
- 7 その他  
届出書記載内容について  
届出書十五ページ、十七ページ「福島県景観条例」、「福島県屋外広告物条例」は該当しないため削除すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
1 意見の提出者  
学校法人郡山開成学園  
2 意見の概要  
(一) 設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため配慮すべき事項についての意見  
来店ルート及び退店ルートの一部に店舗南側市道（市道島二丁目一六号線／本学幼稚園、学生寮北側北門前）が含まれており、夕方時の学生、生徒の下课、並びに送迎の際車両の混雑が予想されることから、通行者の安全確保のため、(1)店舗から出る車両を知らせる回転灯を設置してほしい。(2)店舗南側市道の速度規制からとしてほしい。(3)搬入車両の進入は国道四九号線からではなく、新さくら通りからとしてほしい等、出来ることはすべて実施してほしい。  
(二) 意見を述べる理由  
全国の大規模小売店舗周辺における交通事故例が数多く、本計画の交通に関する事項は、(1)駐車場収容台数、(2)店舗敷地内の配慮のみで、事前に本学幼稚園、学生寮北側及び北門前市道の来店、退店ルートの再考を申し入れたにもかかわらず、周辺市道の交通混雑への対応が見られないため極めて心配である。

福島県告示第四百九十号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
令和二年七月三十一日

（商業まちづくり課）

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
双葉郡大熊町大字夫沢字中央八六五の七、八七一の八、八七二の六  
保安林として指定された目的  
干害の防備  
解除の理由  
道路用地とするため  
解除に係る保安林の所在場所  
双葉郡大熊町大字夫沢字中央八六五の七、八七一の八、八七二の六  
保安林として指定された目的  
公衆の保健  
解除の理由
- 二 解除に係る保安林の所在場所  
双葉郡大熊町大字夫沢字中央八六五の七、八七一の八、八七二の六  
保安林として指定された目的  
公衆の保健  
解除の理由
- 三 解除の理由

福島県知事 内堀 雅雄

道路用地とするため

(森林保全課)

## 福島県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

## 一 所在の不明な者の氏名

小原滝正 目黒源吉 菅家亀八 目黒蔭 目黒常三郎 目黒善之助 目黒吉助 松崎豊松 小原キン 小原筆之助 目黒藤吉 内田勇 弓田興市 弓田興市 久家富尾 舟木徳松 久家栄儀 久家善次郎 弓田竹治 久家竹松 久家林吉 久家藤三郎 久家喜一 久家捨松 金子マツ 久家谷弥 内田幸五郎 小原三作雄 久家留吉 小原廣 目黒倉重 弓田正志 弓田林次郎 弓田正志 弓田林次郎 弓田市佐 弓田源次郎 弓田栄松 久家徳次郎 久家又重 久家富三郎 久家実 久家利夫 久家利夫 久家アイ子 弓田英雄

## 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和二年農林水産省告示第三十九号）によること。

(森林保全課)

## 公 告

## 公告第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった。

令和二年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

## 土地改良区連合の名称

会津南部土地改良区連合

## 就任した役員

## 役別 氏名

住所

理事 松崎 佐吉 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地

同 高野 源一 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地

同 間船 一男 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地  
監事 山口 芳寛 会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地

(農村計画課)

## 公告第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三條の三第三項の規定により、豊岡地区に係る県管農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（ため池整備事業））の工事は令和二年六月二十五日完了したので公告する。

令和二年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

**公告第160号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年7月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
非破壊構造解析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アオバサイエンス 宮城県仙台市太白区富沢南二丁目11-5
- 5 落札金額  
65,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年5月19日

（入札用度課）

**公告第161号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年7月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
福島県予算編成支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年7月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
30,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年5月22日

（入札用度課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

**福島県公安委員会規則第4号**

**福島県道路交通規則の一部を改正する規則**

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3 一般国道115号の項から一般国道121号の項までを次のように改める。

一般国道115号	福島市鳥谷野字天神29番1地先から同市荒井佐倉下字前1番10地先まで
	相馬市粟津字長沢89番1地先から伊達市霊山町下小国字荒屋敷5番7地先まで
	相馬市大曲字天神57番1地先から同市山上字山岸22番2地先まで
	伊達市堂ノ内23番1地先から伊達郡桑折町大字松原字狸内61番地先まで
一般国道118号	東白川郡矢祭町大字石原字道下91番1地先から須賀川市和田字番屋68番2地先まで
	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲87番1地先から会津若松市一箕町大字亀賀字川西123番地先まで
一般国道121号	喜多方市松山町字鳥見山三百刈5667番1地先から会津若松市

	町北町大字始字宮前135番1地先まで
	喜多方市熱塩加納町熱塩字大桧沢山丙番外2番地先から同市熱塩加納町熱塩字西沢山丙2134番1地先まで

同表一般国道289号の項を次のように改める。

一般国道289号	西白河郡西郷村大字真船字欠入115番1地先から東白川郡塙町大字西河内字赤岡前120番地先まで
	いわき市三沢町沼平63番74地先から同市錦町雷7番1地先まで
	白河市真舟5番4地先から同市立石1番8地先まで

同表県道上名倉飯坂伊達線の項を次のように改める。

県道上名倉飯坂伊達線	福島市大笹生字大畑4番2地先から同市飯坂町平野字上ノ壇5番1地先まで
------------	------------------------------------

同表県道日立いわき線の項及び県道白河石川線の項を次のように改める。

県道日立いわき線	いわき市勿来町窪田十条1番1地先から同市佐糠町碓田73番1地先まで
県道白河石川線	白河市双石麦ノ内17番地先から石川郡石川町字猫啼108番10地先まで

同表県道いわき石川線の項を次のように改める。

県道いわき石川線	いわき市常磐下船尾町古内130番1地先から石川郡石川町字鹿ノ坂381番8地先まで
----------	--

同表県道いわき浪江線の項を次のように改める。

県道いわき浪江線	いわき市四倉町白岩字中ノ内20番4地先から同市四倉町戸田字水押7番5地先まで
----------	--

同表県道須賀川二本松線の項中

郡山市笹川一丁目276番2地先から同市安積町日番地先まで

郡山市安積町日出山三丁目145番地先から同市安丁目280番地先まで

出山三丁目281

積町日出山三

を

郡山市笹川一丁目276番2地先から同市安積町日出山三丁目145番地先まで

に改める。

同表市道（いわき市）小名浜林ノ上線の項及び市道（いわき市）渚・滝尻線の項を次のように改める。

市道（いわき市）小名浜林ノ上線	いわき市泉町下川字大剣1番141地先から同市小名浜山神北39番2地先まで
-----------------	--------------------------------------

市道（いわき市） 渚・滝尻線	いわき市小名浜字中原15番1地先から同市泉町滝尻字橋本48番1地先まで
-------------------	-------------------------------------

同表市道（白河市）関辺本沼線の項を次のように改める。

市道（白河市）関 辺本沼線	白河市関辺川前7番109地先から同市双石麦ノ内18番地先まで
------------------	--------------------------------

同表市道（南相馬市）陣ヶ崎北原線の項を次のように改める。

市道（南相馬市） 陣ヶ崎北原線	南相馬市原町区北原字東原344番5地先から同区下太田字小原23番地先まで
--------------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3一般国道115号の項から一般国道121号の項までの改正規定（一般国道115号の項中

伊達市堂ノ内23番地1地先か 番地先まで
-------------------------

ら伊達郡桑折町大字松原字狸内61
------------------

に係る部分に限る。）は、令和2年8月2日から

施行する。

（交通規制課）

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第六号

令和二年五月十五日付で当委員会が行った「一般国道四九号改築工事（会津防災・福島県河沼郡柳津町大字藤字長久保藤沢地内から同県耶麻郡西会津町睦合字中島毛地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び普通河川付替工事」に係る裁決手続開始決定（土地の所在 福島県耶麻郡西会津町睦合字中島毛甲九五七番四）（令和二年福島県収用委員会告示第四号）について、裁決手続開始決定日以前に土地所有者のうち長谷川護が死亡しており相続が開始していることが判明したため、次のとおり更正する。

令和二年七月三十一日

福島県収用委員会

会長 渡邊 真也

五の表中長谷川 護の項を次のように改める。

不明 ただし、 （亡）長谷川 護の法定相続 人である次の 者の全員又は 一部の者	長谷川 覚 藤田 航大 藤田 和奏 藤田 葉渚 稲富 千恵 長谷川 恵二 有元 百恵	埼玉県さいたま市浦和区大原四丁目三番二号 神奈川県川崎市高津区新作六丁目三番四七号 サンライズ新城一一一 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷六丁目一六番地六 グランドール梶ヶ谷C一 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目三六番二〇号 アイチコーポ二〇三 東京都江戸川区中葛西七丁目二番一三三号 メ ゾン・ラフォーレ三〇三 神奈川県大和市深見東三丁目三番三二一 東京都江戸川区中葛西七丁目四番四一〇四号	三三三の一
--	--	--	-------

福島県収用委員会告示第七号

令和二年五月十五日付で当委員会が行った「一般国道四九号改築工事（会津防災・福島県河沼郡柳津町大字藤字長久保藤沢地内から同県耶麻郡西会津町睦合字中島毛地内

（まで）並びにこれに伴う附帯工事及び普通河川付替工事」に係る裁決手続開始決定（土地の所在 福島県耶麻郡西会津町睦合字上島毛甲一〇三六番二）（令和二年福島県収用委員会告示第五号）について、裁決手続開始決定日以前に土地所有者のうち長谷川護が死亡しており相続が開始していることが判明したため、次のとおり更正する。  
 令和二年七月三十一日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真 也

別表第三中長谷川 護の項を次のように改める。

<p>不明 ただし、 （亡）長谷川 護の法定相続 人である次の 者の全員又は 一部の者</p> <p>長谷川 覚 藤田 航大 藤田 和奏 藤田 葉渚 稲富 千恵 長谷川 恵二 有元 百恵</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区大原四丁目三番二号        神奈川県川崎市高津区新作六丁目三番四七号        サンライズ新城一一一        神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷六丁目一六番地六        グランドール梶ヶ谷C一        東京都世田谷区三軒茶屋一丁目三六番二〇号        アイチコーポ二〇三        東京都江戸川区中葛西七丁目二番一三号        ゾン・ラフォーレ三〇三        神奈川県大和市深見東三丁目三番三二号        東京都江戸川区中葛西七丁目四番四一〇四号</p>	<p>三三分の一</p>
---	---	--------------